

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	七戸町

七戸町鳥獣被害防止計画

令和5年3月3日作成

令和8年3月3日変更

<連絡先>

担 当 部 署 名 七戸町農林課
所 在 地 青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4
電 話 番 号 0176-68-2116
F A X 番 号 0176-68-2804

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、サギ類（ダイサギ、ゴイサギ）、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	青森県 七戸町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害
ツキノワグマ	飼料作物（デントコーン）	1千円、0.3a
イノシシ	野菜（ながいも）	1,017千円、20a
カラス	—	被害はあるが実態は把握できていない。
カルガモ・サギ類	—	被害はあるが実態は把握できていない。
ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ	—	—
計		1,018千円、20.3a

(2) 被害の傾向

①ツキノワグマ 町内全域の山間部の圃場で、飼料作物（デントコーン）の食害が発生している。 ②カラス 有袋リンゴの袋剥ぎ取り被害や飼料の食害が発生している。 ③カルガモ・サギ類 田植えの時期に多く目撃されていて、稲を倒すなどの被害がある。 ④ニホンジカ 近年、町内で目撃情報があることから、今後、農林業被害が懸念される。 ⑤ニホンザル 近年、町内で目撃情報があることから、今後、農作物の被害が懸念される。 ⑥イノシシ 令和6年度に野菜（ながいも）の食害や畔を掘り起こす被害が発生している。 ⑦アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ 町内で目撃情報があるため、今後、農作物の被害が懸念される。
--

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和10年度)
ツキノワグマ	被害金額 被害面積	1千円 0.3a	0千円 0a
カラス	被害金額 被害面積	— —	— —
カルガモ	被害金額 被害面積	— —	— —
サギ類	被害金額 被害面積	— —	— —
ニホンジカ	被害金額 被害面積	— —	— —
ニホンザル	被害金額 被害面積	— —	— —
イノシシ	被害金額 被害面積	1,017千円 20a	0千円 0a
アライグマ	被害金額 被害面積	— —	— —
ハクビシン	被害金額 被害面積	— —	— —
タヌキ	被害金額 被害面積	— —	— —
アナグマ	被害金額 被害面積	— —	— —
計	被害金額 被害面積	1,018千円 20.3a	0千円 0a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	七戸町鳥獣被害対策実施隊による、有害駆除やパトロール、わなによる捕獲を実施した。	会員の高齢化や減少により、行動範囲や迅速な対応が困難となっているため、若手のライセンス取得・育成などが急務である。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置については、被害区域が広範囲であることから実施していない。	防護柵の設置は、被害区域が広範囲であることや設置及び維持管理に係るコストが課題となっている。
生息環境管理その他の取組	被害を受けた農家等に対し、対象鳥獣の習性や防除方法	実際に被害にあったことがない方は、関心が少ないことが課題となつて

	を説明し、被害の防止のための知識の普及・啓発に努めた。	いる。
--	-----------------------------	-----

(5) 今後の取組方針

- ・担い手育成のため、免許取得の促進など各猟友会の人材確保に努める。
- ・被害農家及び農協職員等から被害状況の聞き取りを行い、被害内容等の情報収集を図る。
- ・農家自身の自己防衛意識の啓発と侵入防止柵の設置促進に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・七戸町鳥獣被害対策実施隊は、対象鳥獣の捕獲等を実施する。
- ・カラスについては、住民や農協などからの情報をもとに駆除を進めていく。
- ・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。
- ・関係機関・団体と連携し、被害状況を把握・共有する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	ツキノワグマ カラス カルガモ・サギ類 ニホンジカ ニホンザル イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ アナグマ	・狩猟免許の取得者を確保するため、七戸町鳥獣被害対策実施隊を対象とする免許取得助成を実施する。 ・現地調査による情報の収集を行う。 ・被害農家及び農協職員等からの被害状況の聞き取りをもとに、効果的な被害防止方法を検討する。 ・箱わなによる捕獲を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
① ツキノワグマ	令和4～令和6年度の捕獲実績は、年平均2頭であった。一般住民の目撃もあるため、引き続き出没時に捕獲を実施する。捕獲計画頭数は必要最小数とする。
② カラス	令和4～令和6年度の捕獲実績は、年平均202羽であった。引き続きリンゴ等の食害を防止するため、捕獲計画数を300羽とする。
③ カルガモ・サギ類	令和4～令和6年度の捕獲実績は、年平均57羽であった。引き続き食害を防止するため、捕獲計画数を100羽とする。
④ ニホンジカ	令和4～令和6年度の捕獲実績は、4頭であった。引き続き、予察捕獲も含めて、可能な限り捕獲する。
⑤ ニホンザル	捕獲実績はないが、農作物被害を防ぐため、予察捕獲も含めて、必要最小数を捕獲する。
⑥ イノシシ	令和4～令和6年度の捕獲実績は、1頭であった。引き続き、農林業被害を防ぐため、予察捕獲も含めて、可能な限り捕獲する。
⑦ アライグマ	令和4～令和6年度の捕獲実績は、年平均2匹であった。引き続き、農作物被害を防ぐため、予察捕獲も含めて、可能な限り捕獲する。
⑧ ハクビシン	捕獲実績はないが、農作物被害を防ぐため、予察捕獲も含めて、可能な限り捕獲する。
⑨ タヌキ	令和4～6年度の捕獲実績は、年平均3匹であった。農作物被害を防ぐため、必要最小数の捕獲をする。
⑩ アナグマ	捕獲実績はないが、農作物被害を防ぐため、必要最小数の捕獲をする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カラス	300羽	300羽	300羽
カルガモ・サギ類	100羽	100羽	100羽
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。 【ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシ】 出沒情報に併せて箱わな及び銃器による捕獲を行う。 【カラス・カルガモ・サギ類】 農作物被害のあった周辺において、銃器（ライフル銃除く）により捕獲を行う。 【ニホンザル・アライグマ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ】 捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、わなにより捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
七戸町	無し（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
—	なし	なし	なし

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
—	なし	なし	なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

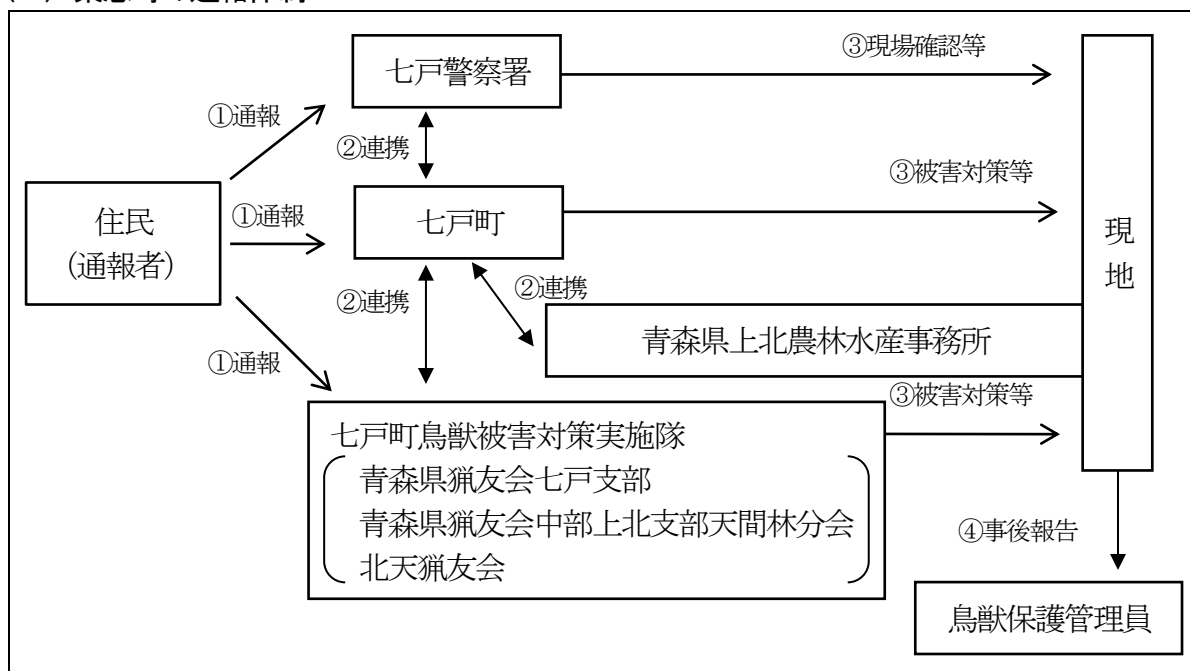
年度	対象鳥獣	取組内容
—	なし	なし

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
七戸町農林課	防災無線等を利用し、住民へ周知するとともに、県及び警察、七戸町鳥獣被害対策実施隊と連携した対応を図る。
青森県上北農林水産事務所 林業振興課・農業普及振興室	町と連携した対応を図る。
七戸町鳥獣被害対策実施隊 (青森県猟友会七戸支部 青森県猟友会中部上北支部天間林分会 北天猟友会)	町と連携し、緊急捕獲等の対応を図る。
七戸警察署	銃器等の取扱いに関する助言指導を行うとともに、町と連携した現場確認等の対応を図る。
鳥獣保護管理員	町と連携した対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処分する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、七戸町鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である七戸町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。 また、その他の有効な活用も困難である。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	七戸町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
七戸町農林課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
青森県上北農林水産事務所 農業普及振興室、林業振興課	対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言を行う。
七戸警察署	銃器等の取扱いに関する助言指導を行う。
ゆうき青森農業協同組合 十和田おいらせ農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導・情報提供を行う。
青森県猟友会七戸支部 青森県猟友会中部上北支部天間 林分会 北天猟友会	対象鳥獣関連情報の提供と、捕獲の実施を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上十三地区森林組合、上北森林 組合	林業被害に関する情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

七戸町鳥獣被害対策実施隊を平成30年9月1日に設置 ・実施隊員は、七戸町農林課の職員及び青森県猟友会七戸支部、青森県猟友会中部上北支部天間林分会、北天猟友会より選出し、構成する。 詳細は、別紙 七戸町鳥獣被害対策実施隊体制図 参照 ・実施隊が行う被害防止施策は、別紙 七戸町鳥獣被害対策実施隊体制図のとおり。

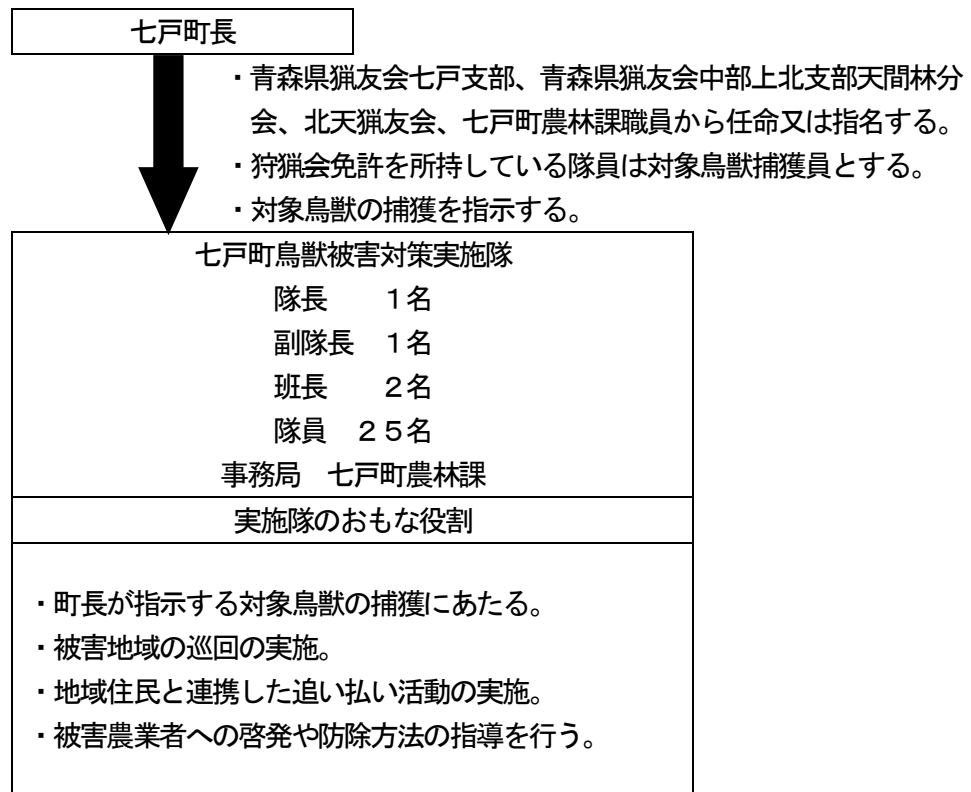
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研究会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって、推進していく。 また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。

七戸町鳥獣被害対策実施隊 体制図



隊員数は、令和7年10月31日現在